

事務連絡
令和2年3月2日

各教育事務所
教職員課御中

義務教育課教職員係

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う対応について

このことについて、次のとおり情報提供いたします。
については、各市町教育委員会において適切に対応するよう連絡願います。

記

1 非常勤講師等の勤務について

県で任用している非常勤講師等は、授業がない場合であっても、授業準備、年度末の成績処理や児童生徒の家庭学習の支援などの業務に当たること、臨時休業中も引き続き任用することとしている。臨時休業中も勤務予定計画に基づいて勤務する。

2 災害時復旧・復興対応学校教育活動支援員の勤務について

授業がない場合であっても、授業準備、年度末の成績処理や児童生徒の家庭学習の支援などの業務を行うことにより、引き続き臨時休業中においても任用する。臨時休業中も勤務予定計画に基づいて勤務する。

3 スクール・サポート・スタッフの勤務について

県が実施する事業は2月28日をもって終了している。事業期間は延長しない。

4 その他

県における対応を、次のとおり通知しているので参考にする。

- 元教総第557号「新型コロナウイルス感染症の拡大防止について（通知）」
- 元教総(厚)第423号「令和元年度福利厚生事業計画並びに福利厚生事業に参加する場合の服務取扱基準の改正について（通知）」

本 件 担 当

愛媛県教育委員会義務教育課教職員係
教職員係長 渡部 真一
Tel 089-912-1000(内線4809)/089-912-2942
Fax 089-934-8684
e-mail:watanabe-shinichi@pref.ehime.lg.jp